



令和8年度

高畠町木造住宅耐震改修等事業補助金

補助内容	<p>木造住宅の“耐震改修”“減災対策”工事を行う場合に、費用の一部を助成します。</p> <p>※町内の建築業者等を利用する場合に限る</p>
補助対象工事	<p>① 耐震改修工事 ※住宅全体を評点 1.0 以上に上げる</p> <ul style="list-style-type: none">●住宅全体を評点 0.7 以上に上げる●1 階のみ評点 1.0 以上に上げる <p>② 減災対策工事</p> <ul style="list-style-type: none">●主要居室のみ評点 1.5 以上に上げる●屋根・2 階部分の重量を軽減させる●防災ベッド・耐震シェルターを設置する
補助対象者	<p>① 対象住宅の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人</p> <p>② 対象住宅に自ら居住していること</p> <p>③ 補助対象者及び世帯員並びに施工する町内建築業者等に町税等の滞納がないこと</p>
補助対象経費	<p>① 耐震改修・減災対策工事費</p> <p>② 既存の撤去・復旧のための工事費</p> <p>③ 工事に係る設計費</p> <p>④ 工事に係る工事管理費</p> 
補助金額	<p>事業に要する費用の 5 分の 4</p> <p>耐震改修工事：上限 140 万円</p> <p>減災対策工事：上限 30 万円</p> <p>(1,000円未満切捨)</p>

《 参 考 》 診 断 結 果	〔木造戸建住宅：評点の診断の目安〕		
	評 点	診 断	
	1.5 以上	倒壊しない	
	1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	
	0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	
0.7 未満	倒壊する可能性が高い		

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 都市住宅係

☎0238-52-4481

高畠町木造住宅耐震等改修事業補助金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	補助内容等	▶別紙『交付規程』⇒「第1条」、「第2条」
	対象住宅	▶別紙『交付規程』⇒「第3条」
	補助対象者	▶別紙『交付規程』⇒「第4条」
	補助対象事業	▶別紙『交付規程』⇒「第5条」
	補助金額	▶別紙『交付規程』⇒「第6条」
申請者	交付申請	▶別紙『交付規程』⇒「第7条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 改修等前の耐震診断結果報告書等 <input type="checkbox"/> 改修等後の評点が補助対象工事基準に適合していること示す耐震診断書 ※防災ベッド・耐震シェルターを設置する場合は、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものであることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 耐震改修等工事計画及び設計書等 <input type="checkbox"/> 耐震改修等工事の見積書等の写し <input type="checkbox"/> 工事前の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさを、各施工箇所を2方向以上撮影
	町	交付決定 ▶別紙『交付規程』⇒「第8条」 ◎申請書等審査、書類確認後、「交付決定通知書」にて 申請者へ通知 。 ※施工業者へ「決定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。 ※ 交付決定通知の到着後に、補助対象工事を開始 してください。 ※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※規程第9条
申請者	実績報告	▶別紙『交付規程』⇒「第10条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 実績報告書【様式第5号】 <input type="checkbox"/> 改修等工事に係る契約書等の写し <input type="checkbox"/> 改修等工事の領収書等の写し <input type="checkbox"/> 工事中・完了後の写真 ※工事前と同方向で撮影
町	補助金の確定	▶別紙『交付規程』⇒「第11条」 ◎報告書等審査、書類確認、現地調査後、「補助金交付確定通知書」にて 申請者へ通知 。 ※施工業者へ「確定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。
申請者	交付請求	▶別紙『交付規程』⇒「第12条」 ◎交付確定後、「補助金交付請求書【様式第7号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。 約10日～14日以内に振込み。